

中国の手形抗弁制度についての一考察 (二)
手形法一三条をめぐる手形抗弁理論の展開

李
偉
群

第一章 序論

第二章 手形抗弁の意義と特色

第三章 人的抗弁制限の法則

第一節 中国手形法一三条の趣旨

第二節 手形抗弁制限の立法意義

第三節 抗弁制限の理論的根拠

第四節 中国の判例にみる手形抗弁の制限

第四章 手形抗弁制限の例外

第一節 悪意の抗弁 (以上一八〇号)

第二節 無対価の抗弁

第五章 手形抗弁の分類

第一節 物的抗弁 (以上本号)

第二節 人的抗弁（本来的人的抗弁）

第三節 小括

第六章 日本における特殊の抗弁論

第一節 無權利の抗弁

第二節 有効性の抗弁論

第三節 二重無權の抗弁

第四節 小括

第七章 結びに代えて

第一節 日本における議論からの示唆

第二節 今後の課題

第四章 手形抗弁制限の例外

第二節 無対価の抗弁

一 中国手形法第一〇条と第一一条の規定

中国手形法第一〇条二項は「手形・小切手を取得するにあたり、当事者双方が認める相当な対価となる対価の給付を要する」と規定している。手形法では、手形を取得するには当事者双方が合意した相応の対価を支払わなければならないのが建前であるが、対価の授受を伴わない手形の取得も法律上認められるべき場合がある。同法第一一条は「法に従い税の徴収、相続、贈与によって手形を無償で取得しうる場合には対価による制限を受けない」と定め（同条一項本文）、ただこのような場合においては、取得者の「享受できる手形上の権利はその前者より有利なものであつてはならない」としている（同条一項但書）。すなわち、手形取得者が相続、贈与の方法等によって手形を取得したような場合においては通常の手形流通の場合とは異なり、人的抗弁制限の効果は生じえず、手形の取得者は前者の瑕疵を受け継ぎ、手形債務者から人的抗弁の対抗を受けることになる。

二 中国学者の見解

前述したように、手形取得者が相続、贈与によって手形を無償で取得したような場合においては、人的抗弁の制

限の効果が生じない(同法第一一条一項)。それでは、手形本来の流通方法により譲渡された場合において、ある者が無対価あるいは相応ではない対価で手形を取得したような場合にはどうなるのであろうか。この問題について二つの面から検討を加えることにする。

〔一〕同法第一〇条二項は「手形・小切手を取得するにあたり、当事者双方が認める相当な代価となる対価の給付を要する」と規定している。所持人が同条に反して無対価で手形を取得した場合には、この手形取得が無効となるかどうかについて検討する必要がある。

まず、中国手形法第一〇条一項と二項との間の内在的関連性からみてみよう。手形法第一〇条一項は「手形行為者は手形行為をなすにあたって、信義則を守らなければならない、かつ、当事者の間に商取引関係と債権債務関係が存在していなければならない」と定める。同条一項後段は、手形振出等が商取引を原因関係として行なわれることを要求しているが、これは手形の効力を定めたものではなく、ただ商取引の給付のない融通手形や交換手形を認めない趣旨の規定であり、したがって、同条一項に違反して振り出された手形も有効であると解されている(前掲第三章第二節参考^初)。そしてこのように解することは、同条二項が、手形を取得するには当事者双方が合意した相応の対価を支払わなければならないとして、同条二項も、被交付者が交付者に対して反対給付をなすことを要求することにより、現実の商取引に基づかず、対価の授受を伴わない融通手形等の流通を最大限に排除しようとするものであると解されよう⁸⁸。この考えに従えば、対価の有無は手形債務発生要素ではなく、同条二項に違反して対価を支払わずに手形を取得した場合にも、手形は有効であり、取得者は無権利とならないと解しうる。

〔二〕次に、無対価で手形を取得したような場合には、人的抗弁の制限の効果が生じるのであろうか。この点につ

き、手形法は明確には定めていないので、この種の問題にどのように対処すべきかは、理論上の解釈に委ねられるという見解がある。⁸⁹そして、この見解によれば、無対価で手形を取得する際には、人的抗弁の切断の効果も生じない。しかし、このような結論をどのような法律構成によって導くべきかについて、この見解は、上述の二つの手形抗弁の切断の例外、すなわち、無償取得の抗弁や悪意の抗弁と比較して次のような結論を導いている。

1 伝統的な手形理論によれば、無対価で手形を取得した所持人は前者間における人的関係について善意であれば手形上の権利を有する。ただし、その有する手形上の権利は、前者の有する権利を超えることはできない。⁹⁰換言すれば、このような場合には、債務者は所持人の前者に対して主張できる抗弁をもってその所持人にも対抗できる。たとえば、A（買主）B（売主）間で売買契約が結ばれ、その代金支払のためにAがBに約束手形を振出交付し、Bがこれを無対価でCに裏書譲渡したが、BがAに対する売買契約上の義務を履行しなかったとする。本来であれば、AがBに対して対抗できる抗弁を、Aは、原則としてCには対抗できない（人的抗弁切断の法則）。しかし、Cは手形を取得する際に、Bに対価あるいは相当の対価を支払わなかったので、譲受人Cは譲渡人Bの有する権利より大きな権利を取得しえないとの原則に基づいて、Cは前者Bの瑕疵を受け継ぎ、Aからの人的抗弁の対抗を受けることになる⁹¹と説く。

さらにこの説は、無対価で手形を取得する際には、人的抗弁切断の法則を適用すべきでないという結論を導くために、次のような理由付けを行う。すなわち、相続、贈与によって、手形を無償で取得した場合には、人的抗弁の切断の効果が生じないが、他方手形を無対価で取得した場合には、人的抗弁の切断の効果が生じるとすれば、公平を失うことになるというのである。

2 人的抗弁切断の法則は、手形取得者とその前者間の人的関係から切り離し、取得者に独自の地位を与えて保護

することによって、手形の安全円滑な流通を確保しようとするものである。しかし、抗弁が現実に切断された場合には、債務者に実質的損害を与えることになるから、取得者が悪意の場合にも保護されると、不公平の感を免れない。それゆえに、悪意の抗弁が、手形当事者間の利害の衡平の確保を目的として設けられたのである。もともと、手形を無対価で取得した者は、手形を悪意で取得した者と同様に不正な所持人だとみなされる。しかも手形法の対価給付の原則に反して手形を無対価で取得する場合には、一般的に所持人の悪意を推定できる。したがってこうした場合には、手形の無対価の取得者に対して抗弁切断の利益を与える必要はなく、債務者は所持人の前者に対抗することができる事由をもって所持人にも対抗することができるのは当然であるとする。

以上の検討を通じてこの見解は、無対価による手形の取得も人的抗弁切断の例外の一つと解してよいという。すなわち、無償取得の抗弁、悪意の抗弁と並んで無対価の抗弁も、中国手形法第一三条一項但書のもとで処理すべきであるというのがこの説の立場である。

三 日本における学説

ここで、裏書によらない権利移転の場合や無対価による手形の取得の場合には、人的抗弁の制限の効果が生じるかどうかという問題に関する日本の学説について検討してみよう。

1 手形上の権利は、裏書によるほか相続・会社の合併などの包括承継により、あるいは指名債権譲渡の方法により移転されるが、裏書によるとき以外は人的抗弁の切断は認められない。手形は、裏書や特殊の裏書、あるいは交付譲渡によることなく、非手形法的方法で譲渡され、あるいは移転されることがある。たとえば、手形所持人の死

亡あるいは合併による当事会社の消滅の場合には、手形上の権利は裏書によらずに相続人または存続会社もしくは新設会社に移転する。これらの例は、権利移転が手形所持人自身の意思によらないでなされる場合である。このような場合理論的には、当事者が一般の指名債権譲渡の方法をあえてとることもありうる。しかしそのような方法をとった場合でも、指名債権譲渡の効力しか生じなく、人的抗弁切断のような裏書による場合にみられる強力な効果は認められない。⁶⁶⁾ その理由は以下の通りである。手形が裏書により譲渡されれば裏書人に対抗しうる人的抗弁は被裏書人には原則として対抗しえなくなるが、そもそも裏書譲渡が抽象的・文言の手形債権のみを移転するものとなるのは、手形の流通性を促進するためである。したがって、特殊な事情によつて手形の流通方法を阻害することにならない場合や、手形の流通方法たる裏書によらないで手形債権が移転する場合には、一般的債権譲渡（指名債権譲渡）の場合と同様に、人的抗弁を切断することを要せず、手形債権に関する債権者の地位を移転するものとして、人的抗弁の承継を認める方が手形関係者間の衡平にかなうことになるからである。⁶⁶⁾

2 対価ないし割引金の不交付の場合は、対価欠缺の抗弁を人的抗弁として主張しうる。たとえば、振出人が手形額面に相当する金額の貸付を受けることを条件として手形を振り出した場合、右金額の交付のなかつたことを理由として、対価欠缺の抗弁をもつて対抗できる。

また、振出人が売買代金の支払いのため手形を振り出した場合、売買の目的物の引渡を受けていないことを理由として、対価欠缺の抗弁をもつて対抗できる。また、金融ブローカーに融資の周旋を依頼して振出した約束手形を割引によつて取得した所持人が、割引対価をまったく交付しないまま振出人に手形金の請求をするときは、振出人は割引による資金供与の約定に違反し、融資関係に基づく割引対価を欠いたことを抗弁事由として、所持人に対抗することができる。

四 検討（私見）

これまで、手形を取得するにあたり、対価の授受を伴わない場合をどのように扱うかに関して、中国の議論と日本の議論について検討してきた。中国手形法第一〇条によれば、手形の取得には当事者双方が合意した相応の対価を支払わなければならない。ただし、同法第一一条一項は、「法に従い税の徴収、相続によつて手形を無償で取得しうる場合には対価による制限を受けない」と規定する。すなわち、合法的に手形を取得した場合には、対価を支払ったものとみなすのである。ただしこのような場合においても、取得者の「享受できる手形上の権利はその前者より有利なものであつてはならない」とされている。人的抗弁の切断という流通保護の手段は、手形に特有な権利移転方法である裏書等の方法によつた場合にのみ適用されるのであるから、手形債権が本来の流通方法（振出、裏書、引渡）によらずに、相続、贈与、会社の合併等の方法によつて取得されるような場合には、手形の取得者は手形債権に関する債権者の地位をそのまま承継して前者の瑕疵を受け継ぎ、人的抗弁は当然に承継される。この点については日本法には規定がないが、相続や贈与により手形を取得する場合には、手形の流通の場合と異なり、手形債権に関する債権者の地位そのままの承継であるから、人的抗弁の切断は認められないと解釈されている。⁶⁴

次に、手形が裏書によつて譲渡される場合であっても、所持人が無対価あるいは相応ではない対価で手形を取得した場合には、人的抗弁の切断のような裏書による場合にみられる強力な効果が認められるのかという点につき、中国の学説は、その場合も相続・贈与の方法により手形を取得する場合に人的抗弁を切断しないとす中国手形法第一一条を類推適用して、人的抗弁の切断の効果を生じさせるべきではないと説く。

手形抗弁が切断されるのは、手形によつて請求を受ける者の保護よりも、手形の流通性の保護を優先させる必要

がある場合である。手形流通性を保護する必要のない場合には抗弁の切断を認める必要がない。日本においては多くの見解がこれを前提にして、以下の二つの場合には人的抗弁が切断されないことを積極的に支持している。⁸⁹⁾一つは譲受人が悪意の場合であり、もう一つは本来の流通方法によらない手形債権の移転の場合である。

すでに見てきたように、日本の学説と対比して中国の学説は、無対価の手形取得の場合には抗弁切断が認められないものとしている。中国の学説は、このような無対価の手形取得を人的抗弁の承継の範疇に持ち込むために、中国手形法第一条但書と同法第一三条但書を類推適用してその根拠を求めようとしている。ところが、私見の立場では、このような結論を導くために遠回しな議論を展開する必要はないと考える。

私は、この問題は次のような形で解決されるべきと考える。すなわち、手形割引のため署名して交付したが、受取人が割引代金を交付しない場合や、売買の目的物の引渡を受けていない場合、その他、対価が存在しないような場合であっても、債務者が対価欠缺の抗弁をもって所持人に対抗できる。

注

(85) すなわち、税務署が税金徴収につき代物弁済として納税者の所持する手形を取得することであり、これも手形の無償取得の一場合とされている。これについては、金融法規司・前掲注(4)三九頁参照。以下の記述につき「税務署が・・・これも手形の無償取得の一場合とされている」潘阿憲「中国における手形・小切手立法と新手形法(中)」国際商事法務 Vol.24, No.2 (一九九六年) 一七四頁より引用。

(86) 潘阿憲・前掲注(85)一七四頁。これについて詳しくは、於新年・前掲注(4)二一頁。

(87) 拙稿「中国における手形の有因・無因の議論」名古屋大学法政論集第一七九号一三三頁を参照されたい。

- (88) 潘阿憲・前掲注(85)一七〇頁。
- (89) 趙威・前掲注(8)一九七頁。
- (90) 賈俊玲ほか『中国票拠法講座』六四頁(改革出版社、一九九六年)。梁英武・前掲注(9)三五頁。謝懷拭・前掲注(20)六一頁。この点に関し、「アメリカ統一商法典三〇二条は「正当所持人となりうる要件の一つは、所持人が手形を善意かつ有償(対価の給付)にて取得すること」と定め、三〇六条「手形を対価なく取得する場合には、被裏書人は保護されるべき正当な所持人でない所持人として人的抗弁の対抗を受けることになる」と定めている。台湾の手形法第一四二項も「無対価で手形を取得する者が有する手形上の権利は、前者より有利なものであってはならない」と定めている。上海票拠暫定規則第一五條(但書)も「悪意・重過失及び無対価で手形を取得する者は、債務者から人的抗弁の対抗を受けることになる」と規定している。
- (91) 蔡玉明・前掲注(13)二六一頁。王小能・前掲注(7)一〇二頁。
- (92) 趙威・前掲注(8)一九七頁。
- (93) 李予ほか「論票拠取得与票拠權利取得」法学論壇三号(一九九六年)三三頁。姜建初・前掲注(6)一四一頁。梁英武・前掲注(19)二九頁。
- (94) 服部榮三『手形・小切手法』一二九頁(商事法務研究会、改訂版、一九七一年)。
- (95) 前田庸『手形法・小切手法』三四六頁(有斐閣、一九九九年)。北沢正啓・浜田道代『レクチャー商法入門』一六三頁(有斐閣、第四版、一九九五年)。
- (96) 平出慶道『手形法小切手法』二四一頁(有斐閣、一九九〇年)。
- (97) 河本一郎『手形抗弁』鈴木竹雄・大隅健一郎『手形法・小切手法講座(3)』一七九頁(有斐閣、一九六五年)。後藤・前掲注(5)九五頁。

(98) 平出・前掲注(96)二四二頁。

(99) 木内宜彦『手形法小切手法』(企業法学Ⅲ)二二六頁(勁草書房、第二版、一九七七年)。平出・前掲注(96)二四二頁。服部・前掲注(94)一二九頁。

第五章 手形抗弁の分類

日本をはじめ諸外国では、對抗される人的範囲のいかんによって、手形抗弁を物的抗弁と人的抗弁とに二分するのが通例である。中国手形法上、この二つの抗弁の区分の定めはなく、解釈によって決定するほかない。中国の学説では、手形抗弁事由の異同に着目して、手形抗弁が制限されない物的抗弁と制限される人的抗弁とに分ける方法が現在一般的にとられている。⁽¹⁾すなわち、物的事由より生じた抗弁は物的抗弁となり、人的事由から生じた抗弁は人的抗弁となる。また、抗弁の対象に着目すれば、物的抗弁は、ある特定の、またはすべての手形債務者が、すべての債権者に対して對抗できる抗弁である。人的抗弁は、ある特定の、またはすべての手形債務者が、特定の債権者に対して對抗できる抗弁である。

上にみてきたように、中国においては、手形抗弁を物的抗弁と人的抗弁とに分ける点では日本及び諸外国と原則的に一致しているが、近時これとは異なる見解が唱えられている。⁽²⁾この見解は、手形抗弁を物的抗弁と人的抗弁と二分して考える通説は妥当ではないと指摘する。そしてこの見解によれば、手形抗弁は、手形の要式行為性、文言性を基礎として、手形外観の書面記載によって生じた抗弁(制限されない抗弁)と手形外観の書面記載によらずに

生じた抗弁（制限される抗弁）とに分類すべきであるという。

日本の学説・判例は、抗弁を對抗しうる人的範囲に着眼して、物的抗弁と人的抗弁とに分けて考えるのが一般的である。すなわち、所持人の善意・悪意を問わず、また所持人と手形債務者が手形授受の直接の当事者か否かを問わず、特定の手形債務者から、すべての所持人に対して對抗しうる抗弁を物的抗弁または絶対的抗弁と呼び、特定のまたはすべての手形債務者から、ある特定の手形所持人に対してのみ對抗できる抗弁を人的抗弁または相対的抗弁と呼んでいる。⁽³⁾そして、これらの区別は、手形取引における静的安全（知らないうちに債務を負わない）と動的安全（取引の安全）との各要請を考慮して決すべきであり、その際、すべての所持人に対抗できる物的抗弁は、手形取引の安全を害するため、あまり広く認めるべきではないと解されている（通説）。

物的抗弁は、手形の流通阻害原因となるので、手形債務者保護の観点から必要かつやむを得ない事項に限定されなければならない⁽⁴⁾、しかもそれは手形を取得するときに注意を払わねばならない事項であるから、あらかじめ明確に定める必要がある⁽⁴⁾。そこで、日本では、まず物的抗弁に属する事項を決めた後、これ以外の事項をすべて人的抗弁と解するのが伝統的な考え方である。しかし最近では、すべての抗弁を人的抗弁と物的抗弁に分けるだけでは不適當であるとの見解が増えつつある⁽⁵⁾。

物的抗弁か人的抗弁かの区別は、絶対的・固定的ではないがゆえに、かつては物的抗弁事由に属すると解されていたものが、時代とともに、人的抗弁事由として扱われるようになったものもある。また、本来的には物的抗弁としての属性をもつものが、取引社会の通念の変化に伴い、ある場合には、人的抗弁として扱われることがありうる⁽⁶⁾。換言すれば、人的抗弁と物的抗弁とを区別する絶対的基準は存在しないのである。

以下、中国手形法をめぐって物的抗弁と人的抗弁についてその内容を検討することにする。

第一節 物的抗弁

一 物的抗弁の理論構成

物的抗弁が誰に対しても對抗されるのは、要するに、抗弁事由の性質によるものである。おおまかにいって、物的抗弁には、証券上の記載によって明らかなる事由と、記載に現れない事実的事由とがあるが、前者は、これを物的抗弁としても取引の安全を害さず、後者については、意思無能力・意思の欠缺を除いて、事実上善意者に対する對抗を認めないという形で、取引の安全を守っている。なお、前述したように、物的抗弁とは、特定またはすべての手形債務者がすべての債権者に対し對抗しうる抗弁のことである。⁽⁷⁾

二 物的抗弁の種類

(一) まず、この項では、特定の手形債務者のみが對抗しうる物的抗弁について簡単に触れておく。

1 無権代理の抗弁

手形・小切手の当事者は、代理人に委任して証券に署名させることができる。ただし、証券に代理関係を表示しなければならぬ(中手五条一項)。すなわち、有効な手形代理行為が成立するには形式的要件と実質的要件が必要とされるが、手形代理行為の形式的要件としては、代理の顕名主義が要求される。手形行為は証券的であり、その文言性と書面行為性が特徴なのである。手形代理行為では本人の表示、代理関係の表示、代理人の署名が必要と

なる。たとえば、形式的要件としては、代理人Bが本人Aのためにすることを示して署名あるいは記名捺印することを要する。他方実質的要件としては、本人から代理人に本人のために手形行為をなしうる権限が与えられていなければならぬ。本人から代理権を与えられるからこそ、代理人による手形行為が本人の手形行為として有効に成立するわけである。

代理権を有しない者が代理人として手形・小切手に署名をしたときは、自らその手形小切手上の責任を負う。代理権の範囲を超えてそれを行使する代理人は、権限を超えた部分について手形小切手上の責任を負う(同条二項)。すなわち、代理権のない者が、代理方式により、本人のために署名した場合には、本人は無権代理なる旨をすべての者に対して物的抗弁として主張しうる。また、代理人が与えられた代理権の範囲を超えて代理行為をしたときは、越権代理として、越権の部分について本人は越権代理の抗弁(物的抗弁)を提出することができる。

中国手形法第五条二項における前段の無権代理については日本法における多数説の見解とは異なっている。と同様の規定であるが、後段の越権代理については日本法における多数説の見解とは異なっている。

(1) ここでは、無権代理について日本法を中国法と比較しながら考察する。

(一) まず、日本法では、無権代理手形行為は無効であり、本人は原則として手形上の責任を負わない。しかし、無権代理行為は、本人がこれを追認することによって本人に対して初めに遡って効力を生じる(日本民一一三条一項・一一六条)。この場合、無権代理行為の直接の相手に対してあるいはその後の譲受人に対しても有効になりうる。他の一つは、本人が表見代理(日本民一〇九条・一一〇条・一一二条)の規定に基づき責任を免れない場合である。以下、本人の表見責任について、日本の判例と学説を簡単に触れておこう。

(ア) 判例の立場

本人の責任については、日本の判例（大判大正一四・三・一二民集四卷三号一二〇頁、最判昭和五二・一二・九判例時報八七九号一三五頁）は古くから民法の基本的な解釈をそのまま当てはめていた。すなわち、無権代理人の直接の相手方が善意・無過失の時にのみ表見代理が成立し、直接の相手方が悪意のときは、その後の取得者がいかに善意のときでも、表見代理は成立せず、本人の責任は生じないとしたのである。

(イ) 学説の現状

手形行為の無権代理についても、民法の表見代理の規定の適用があるほか、商法上の表見支配人（商四二条）、表見代表取締役（同二六二条）の制度によって、本人が責任を負わされる場合がある。これらの表見法理に基づく規定の適用について手形行為に特有のものは、手形授受の直接の相手方につきこれらの規定の要件を充たさず、したがって、これらの規定による保護が与えられない場合に、その後の取得者につき、これらの規定を適用することができるかという問題である。そしてこの点に関しては、従来、民法の表見代理の規定の手形行為に対する適用につき、民法上の規定でいう「第三者」の意義あるいは範囲とはいかなるものかという問題として論じられてきた。民法のこれらの規定が直接に考えている第三者とは、取引の相手方を指すことはいうまでもない。しかし、これを手形行為に適用した場合には、転々流通することを前提とする手形の性質上、特有の問題を生ずることになる。⁽⁶⁾たとえば、振出人欄に「A代理人B」という署名のある手形がCに振り出され、CがこれをDに裏書譲渡したときに、直接の相手方であるCには、BがAを代理する権限ありと信すべき正当の理由がないが、他方DにはBがAを代理する権限ありと信すべき正当の理由があるという場合、Dは表見代理の保護を受けられるのだろうか。この問題は、「第三者」の範囲として、手形授受の直接の相手方に限られると解するか、それとも爾後の取得者をも含むと解するかによって、結論が異なってくる。

この点につき、日本民法第一一〇条等の表見代理規定における「第三者」とは、手形行為の場合には、無権代理手形行為の直接の相手方に限り、その後の手形取得者（いわゆる第三取得者）は、これに当たらないとするのが日本の少数説（限定説）の立場である。⁽⁹⁾これに対して日本の多くの学説（非限定説）は、「第三者」には、直接の相手方のみならず、爾後の手形取得者をも含むと解している。⁽¹⁰⁾その理由は手形の流通保護の要請に求められている。たしかに、手形取引の安全を保護する観点から、結論としては、爾後の手形取得者も表見代理の保護を受けると解すべきである。もつとも、爾後の手形取得者について「正当の理由」を要件とすると、実際にその要件を充たすことができない場合が極めて限定されるという問題がある。そこで、民法一一〇条の解釈を修正することに躊躇する見解は、手形法固有の技術を利用して別の理論で直接の相手方以外の第三者の保護を図ろうとする。つまり、この見解は民法上の議論によらずに非限定説と同様の結論を導こうと努力するのであるが、その理論的構造としては、大きく分けて三つの考え方が示されている。⁽¹¹⁾

第一に、権利外観理論をこの場合に適用しようとする見解が多く存在する。⁽¹²⁾この権利外観説によれば、本人が権利外観法理に基づいて責任を負うのは、代理人が本人のために手形代理行為をする権限があるかのような外観を本人自らが作り出したときである。そして、第三取得者が保護されるのは表見代理人に代理権があるものと重過失なく信じた場合であると解すべきであるとする。しかしこの説に対しては、どの程度本人に帰責事由があれば、表見責任が発生するのか不明確であるという批判がある。⁽¹³⁾この問題は、権利外観理論をとる論者の間でも、未解決の問題であって、①本人が手形取引に用いる印章や実印などを他人に預託した場合、②かかる印章の保管に注意を欠いた場合、③本人が使用人の選任監督につき注意を欠いた場合などのケースにつき、本人の帰責性を認めることができないかが議論されている。⁽¹⁴⁾しかし、前述したように、いわゆる第三取得者を民法の表見代理の規定の適用によつ

て保護することは、多くの場合には困難なのであり、そのような第三取得者を保護するためには、やはり権利外観説によるほかはないであろう。⁶⁶⁾ ちなみに、この見解の可能性を示唆する学説は少なくない。⁶⁷⁾

第二に、古くから提唱されているものであるが、手形の書面性および文言性を重視し、無権代理人によって手形が振り出されたときにも、手形上の権利は有効に成立し、本人の抗弁が残るだけであるとする見解(人的抗弁説)がある。すなわち、直接の相手方において表見代理の主観的要件は欠けるが客観的要件は存在する場合に、無権代理であるとの抗弁は人的抗弁となり、第三者取得者は悪意でない限り對抗を受けないと主張することができる。⁶⁸⁾

第三に、二段階創造説を基礎としつつ、以下のような処理の仕方でも提案されている。⁶⁹⁾ 手形債務負担行為を相手方のない単独行為と解するならば、その手形行為につき表見代理が成立する余地はない。そこで、民法の規定を手形的に修正することが必要となるが、表見代理の成立要件のうち相手方の正当事由を除いた要件、つまり基本代理権の授受と権限踰越行為が存在すれば、有効に手形債務負担行為が成立すると説く。権限の付与に必要な意思表示の程度を最小限に狭めようとするのである。基本代理権は、一般的な法律行為の代理権では足りず、手形行為に關連する必要があると解される傾向にある。そして、右の見解をとる場合には、無権代理であることは人的抗弁事由となる。さらに、手形権利移転行為を有因と考えれば、この瑕疵を治癒するためには、表見代理または善意取得の規定が適用される必要がある(無因論を採れば、第二の考え方と同じ結論に至る)。

(2) 次に、本人の責任について中国の学説に目を移すと、代理権が存在しない場合にも、無権代理として、本人の追認がない限りまたは表見代理が成立しない限り、本人は責任を負わない。

(ア) 本人の追認

① 追認の性質

追認の性質については、代理行為として効力のない行為に効力を生ぜしめる単独行為と解するのが一般的であるが、むしろ、無権代理なる物的抗弁権を本人が放棄する単独行為と解するのが妥当である。²⁰⁾ すなわち、無権代理行為も本人に対して形式的に効力を生じ、ただ本人は物的抗弁としてこれを主張し、すべての債権者に対しこれを理由に支払を拒絶しうるが、追認はこの抗弁権の放棄たる意味を有するのである。

② 学説の現状

中国では、無権代理の場合に本人の追認が可能であるのかについては見解が分かれている。少数説(適用説)は、無権代理の場合に本人の追認を認めてよいと解している。²¹⁾ それに反して多数説(適用の否定説)は、手形行為の無権代理には中国民法通則第六六条の追認規定の準用を認めず、かかる無権代理行為は絶対的に無効であつて、本人の追認を認めないものとしている。²²⁾ その理由は、(a)本来ならば、手形行為に関する代理権は、本人より代理人に授与される。代理人が権限なく代理方式で手形行為を行った場合に、もし本人の追認を認めるとすると、手形行為における代理の効力は、その行為の当時から本人が追認をなすまでの間、不明な状態になってしまう。(b)また、無権代理人による手形行為は、本人の追認を得られないときは無効となるが、これは、手形取引の安全と手形制度の保護を害すると解されている。代理権を有しない者が、代理人として手形・小切手に署名するときは、自らその手形・小切手上の責任を負うべきである。²³⁾ しかし、私は、このような考え方に賛成し得ない。日本法のように無権代理において代理権の欠缺により本人に意思表示の結果を帰属できないという瑕疵は、本人の追認により治癒されると解すべきである。したがって、追認により、行為の当時に遡つて有権代理の効果を生ずる。これは、もとより手形法は手形の流通の円滑を重んじ、手形取得者を保護するという手形法の目的に合致するものである。日本法のように、

本人が事後に追認すれば、無権代理行為の効力不発生の状態を有効に確定するという立場が妥当であると考ええる。

他方、否定説の中でも、手形の流通の促進や手形取得の保護を無視しえないの反省から、その亜流として修正説が生まれている。すなわち、無権代理の場合には、手形所持人は無権代理人の責任を追及するのが原則であるが、本人の追認があれば、手形所持人は無権代理人の責任または本人の責任を追及することを選択する権利を有するとする説である。⁶⁴しかし、この説の構成には疑問がある。たしかに、手形行為の代理において瑕疵がある場合には、手形行為は本人につき効力を生じない。しかし、本人の追認を得られたときには、本人の追認によって手形行為は無権代理の時に遡って本人に対し完全な効力を生じるため、それは無権代理でなくなる。したがって無権代理人は手形上の責任を負わないため、手形所持人は本人または無権代理人を選択する権利を有せず、ただ本人の責任を追及しうるのみであると解すべきである。

(イ) 表見代理

中国手形法においては、表見代理の規定はないが、表見代理に関する民法の規定は手形行為にも適用されると解釈されている。⁶⁵すなわち、中国契約法第九九条は「代理権踰越や代理権消滅の場合で、相手方が行為者に代理権があると信じる理由がある場合には、代理行為は有効」と規定した。⁶⁶手形行為も法律行為であるから、民法の表見代理規定の適用を否定する理由はない。手形行為について表見代理が成立すれば、本人は有効な代理行為がなされたのと同じ効果が自分に及ぶことを否定できない。したがって、本人は無権代理なる旨を抗弁として主張しえず、手形上の責任を免れえない。

① 民法の表見代理制度の基幹は、結局、自称代理人の行為としての外観の成否と、その外観の成立に関する本人の帰責性の有無に帰着するよう思われる。この考えに基づいて、手形行為についての表見代理が成立するには、

形式的要件（自称代理人の手形行為としての外観の成立）と実質的要件（その外観の成立に関する本人の帰責性）とが必要とされる。そこで、以下表見代理の成立する要件について説明する。

(a) 形式的要件

手形の表見代理は手形の無権代理の一種と考えられるが、その形式的要件は手形代理行為成立の形式的要件と同じである。すなわち、代理人が、第三者に対して、本人から手形の代理権を与えられた旨の表示をしたことが必要である。具体的には、その手形面に代理関係を示すこと、本人のために手形行為をすることを明らかにすること、代理人の署名をすることなどが必要と解される。²⁸⁾

(b) 実質的要件

実際には本人は代理権を与えていないが、本人と無権代理人との間に特殊な関係があるため、代理関係が存在するかのように見える場合には、無権代理人を本人の代理人と誤信して手形取引をした相手方（第三者）を一定の要件（善意・無過失）のもとに保護する必要がある。但し、このような表現代理が成立するためには、無権代理人と本人との間に、代理権の存在を推測させるような客観的な事情があることが必要である。以下は、表見代理となりうる事由を取り上げる。

① 本人が、第三者に対して、ある者に代理権を与えた旨を表示したが、実際には代理権を与えていなかった場合。たとえば、Aは銀行届出印・小切手帳とともにBに預けており、以前BはAの代理権の授与によって小切手をCに振出したことがある。しかし、実はBには代理権の授与がなされておらず、BはAの印鑑・小切手帳を勝手に使用して小切手を作成してCに振出交付したような場合。② 本人と無権代理人との間に、特殊な身分関係があるために、あたかも代理権があるような外観を呈する場合。たとえば、本人と無権代理人とが、夫婦関係、親子関係、パート

ナ―関係であるため、小切手帳または印鑑が交付される場合。③代理行為とみられるべき行為がなされるのを知りながら本人がこれを黙認している場合(中国民法通則第六六条)。④無権代理人がその基本代理権の範囲を超えて代理行為をした場合(中国契約法第四九条)。⑤無権代理人が代理権の消滅後または撤回後にその代理行為をした場合(中国契約法第四九条)。

次に、表見代理の成立の主観的要件としては、相手方(第三者)が、代理人の権限外の行為を権限内の行為であると信じ、しかも、そう信ずることについて正当な理由がある場合(つまり、善意・無過失ということ)でなければならぬ。「正当な理由」があるかどうかは、具体的事案にあらわれた全ての事情を考慮して、総合的にこれを判断する。事案にあらわれた例も多岐にわたり、これを一般的、抽象的に定式化することは困難である。しかし、無権代理人が本人との関係において多少なりとも包括的な権限を有するような一定の地位にある場合には、そのような地位にある者として通常なしうる行為であるか否かによって、「正常な理由」の有無が決まることが多い。また、本人から実印・権利証・委任状などを託された代理人が、権限外の行為をしたような場合には、正当な理由があると認められることが多い。

② 本人の表見責任

無権代理人は、本人として表示された者が負担すべき責任と同一の責任を負担しなければならない(中手五条二項)。しかし、表見代理の要件を満たせば、無権代理の本人は、手形上の責任を免れない。但しこの場合には、本人が積極的に責任を果たすとは限らないため、無権代理人も手形上の責任を負う。それは、表見代理は、無権代理人を保護する制度ではなく、善意の第三者を保護する制度であるからである。但し、表見代理が成立する場合に、表見代理として本人が責任を負わされる根拠(中契約法四九条)と無権代理人が負う責任の根拠(中手五条二項)

とは別個のものである。すなわち、本人の責任は証券外の表見事実に対する民法上の責任であり、無権代理人の責任は証券上の代理表示に対する手形法上の責任であって、両者はそれぞれ責任事由を異にして成立するから、両者は排他的ではない。したがって表見代理が成立する場合に、両者（本人と無権代理人）の責任の併存を認めるとする見解が一般的である。⁶⁰⁾

表見代理は、善意の相手方を保護する制度であるから、表見代理が成立すると認められる場合であっても、この主張をするか否かは、所持人の自由であり、所持人としては、表見代理を主張して本人の責任を問うことができるが、これを主張しないで、無権代理人に対し手形法五条の責任を問うこともできると解されている。⁶¹⁾これは、日本の通説・判例と同じ立場である。

なお、手形行為が表見代理により有権代理に転ずるとみることには無理があると解されている。⁶²⁾

③ 手形行為の代行

手形行為は署名を要件とするので、代理の場合には代理人の署名が要求される。代理人が自己の名を手形上に表さず、直接本人の名で署名をしたときは、それは代理的代行である。代理的代行が成立する形式的要件は、代理人が直接本人名義で手形行為をすることであるが、実質的要件としての権限の問題については、代行方式により手形行為をする権限を与えられていることが必要である。したがって、代行権限が与えられていて、権限に基づいて他人が手形行為をした場合には、本人のために有効な手形行為となる。中国の学説によれば、他人が直接に本人名義で手形行為をする代行方式は代理方式とは異なるため、無権代行および越権代行のような問題は生じえない。さらに、この説は、代理人が本人から権限を与えられずに代理的代行による手形行為をした場合は、手形の偽造と解している。⁶³⁾ただし、この偽造の場合も、本人はつねに責任を負わないというのではなく、無権代理類似の關係が存在

する場合は、表見代理の規定の類推適用によって本人が責任を負うべき場合があることを認めるのが近時の有力説である。⁶⁴⁾

④ 表見代理と第三者

前述したように、手形行為の無権代理に対して民法の表見代理規定(中国契約法第四九条)の適用を肯定するのが通説である。無権代理行為が証券上の手形行為であっても、本人と無権代理人との間の表見代理関係自体は証券外の関係であるから、手形行為の相手方について同規定が適用されるのは当然である。しかし、その後の手形の取得者にも適用されるのか、すなわち同規定によって保護される「第三者」の範囲に手形の第三取得者を含めるかについて、中国の学説は、あまり多くの議論はしていない。しかし、一部の学者が日本手形法学の影響の下に、日本の多数説と同じの立場をとっている。⁶⁵⁾ すなわち、この見解は、同規定の「第三者」には、直接の相手方以外の第三者も含まれると主張している。したがって、この見解によれば、無権代理人の直接の相手方が悪意であっても、被裏書人あるいは手形所持人が善意でかつ表見代理の要件が備わっているときには、本人は手形債務を免れないことになる。

(2) 越権代理についての日本学説と中国学説との相違点

周知のように、越権代理の問題は日本で議論の分かれているところである。越権代理の場合、すなわち一定金額の範囲内で手形行為をする権限を与えられた代理人が、その範囲を超えて手形行為をした場合、本人は権限を与えた範囲で、越権代理人は全額につき手形上の責任を負うとするのが多数説である。⁶⁶⁾ このほかに、本人は権限を与えた範囲で、代理人は越権部分についてのみ責任を負うとする説(少数説)もみられる。⁶⁷⁾

中国手形法は、越権代理人の責任は本人の責任に対する補充的な責任だとする立場から、日本の学説の少数説と

同様、越権代理人は手形金額中代理権の範囲を超えた分についてののみ責任を負うとしている（中手五条二項）。代理人が与えられた代理権の範囲を超えて代理行為をしたときは、越権代理として、越権の部分については本人は越権代理の抗弁を物的抗弁として提出することができる。しかし、学説の多くは、この規定に対しては、つぎのような批判を展開している。

① 越権代理を広く解すれば、満期を短くしたり、支払地を不便なところにしたりして、与えられた代理権の範囲以上に本人を義務づける代理行為は全て越権代理となる。手形金額の越権代理の場合、同法五条に従えば、本人は代理権の範囲につき、代理人は越権部分につき責任を負い、所持人は本人および代理人の双方から一部分ずつ支払を受けることができるが、上に掲げた満期および支払地の変更のような越権代理の場合は、越権の部分が必ずしも明確でなく、本人および代理人の双方からの責任をどのように分けるのか、はなはだ疑問である。⁶⁹

② この規定によれば、越権代理の場合、代理権の範囲内の部分については、本人が当然に責任を負い、代理人は越権部分についてのみ責任を負う。この場合では、所持人は本人および代理人の双方から一部分ずつ支払を受けざるをえず、所持人にとって甚だ不便であるのみならず、代理人に対する法律関係を複雑ならしめるおそれがある。⁶⁹さらに、この規定にしたがうと、越権代理の場合は、所持人の一枚の手形債権が分属することになる。それは、手形不可分の原則に反することにならないかという疑問がある。⁶⁹

私は、中国手形法第五条に対する学者の上述の批判的意見に賛成である。代理人がその権限を越えて、本人の承認を得ずに手形を振り出すような場合には、日本の多数説、すなわち、本人は代理権を与えた限度で責任を負い、代理人は手形金全額について責任を負うとする立場（全額責任説）をとるべきであると考えられる。全額責任説によれば、所持人は越権代理を理由に代理人に手形金全額の責任を問うことができるし、代理人がその全額を支払うこと

ができないのであるならば、本人に対し代理権の範囲内で責任を問うこともできる。このように解釈することにより、その法的構成として手形不可分の原則を体现することができるのみならず、実質的にも支払の確実性をより確保することができる、所持人の利益を保護することができる。手形の流通性を促進するためには、できるだけ所持人の不利益を少なくすべきであり、このような観点からは、全額責任説が妥当であるため、これを支持すべきであると考えられる。

2 偽造・変造の抗弁

手形の偽造・変造に関して中国手形法第一四条はまず一項で、手形・小切手に記載された事項は真実であることを要し、これを偽造し又は変造してはならず、署名その他の記載事項を偽造・変造した者は法律上の責任を負わなければならないとする禁止規定を置いている。すなわち、①手形・小切手の振出人は、証券を作成するにあたり、法定の要件をみたした手形・小切手に署名し、その記載事項に従って手形に関する責めを負う(中手四条一項)。手形・小切手に署名するその他の証券上の債務者は、その証券に記載した事項に従って手形に関する責めを負う(中手三条三項)。要するに、中国手形法においても「署名なければ責任なし」の原則が存在する。手形の被偽造者は、自らは何ら手形上に署名していないのであるから、手形上の債務を負っていない。したがって、被偽造者は偽造されたことを理由に、すべての所持人に対して支払を拒むことができる。また、②手形・小切手上のその他の記載事項に変造があるときは、変造前の署名者は原記載事項に基づいて責任を負い、変造後の署名者は変造後の記載事項に基づいて責任を負う(中手一四条三項)。したがって、変造前に署名した者は、変造後の文言については責任を負わず、変造後に署名した者は、変造前の文言については責任を負わない。

手形署名の偽造の場合に、偽造者が手形上の責任を負うかどうか、また、被偽造者が、無権代理の追認のごとく濫及的効力をもつて偽造署名を追認しうるかどうかにについては、争いのあるところである。ここでは、以上の二つの問題を中心として中国と日本との学説を考察し、手形偽造の関連問題、同時に変造の問題にも及びたいと思う。

(1) 手形の偽造に関して、偽造者が手形上の責任を負うか否かの点については、中国の学説と日本の学説の見解が分かれている。なお被偽造者に責任があるかどうか、偽造の追認を認めうるかについては、その次に述べることにする。

(ア) 偽造者の責任

① 中国の学者の多くは、手形偽造者は手形上の責任を一切負わないと主張する。この多数説は、偽造者が手形上に署名をしておらず、手形行為をしていないことと、偽造者の手形行為を認めるならば手形の文言性に反することを根拠としている。それでは本条一項にいう偽造者の法律上の責任は、いったいどこに求められるべきであろうか。

この説は、偽造者は不法行為法および刑法上の責任を負うにすぎない、と解している⁽⁴³⁾。その根拠として、まず、(a) 偽造者の民事上の責任を認める根拠は中国手形法第一〇七条の規定である。同条は「本法の規定のない違法行為により他人に損害を与えたときは、行為者は、法の定めるところにより民事上の責任を負う」と定めている。手形の偽造行為は、民法上の不法行為の一種である。したがって、偽造者は被偽造者、手形の所持人及びほかの手形関係者に対し、損害賠償責任を負うべきことになる(中国民法通則第一〇六条⁽⁴²⁾)。(b) 手形を偽造した者は、手形法第一〇三条一号により刑事責任を追及されるが、具体的な刑罰に関する規定は設けられていない。これは、一九九七年三月に新しい「中華人民共和国刑法」第一七七条で定められることになったからである。

刑法第一七七条の規定は次の通りである。⁽⁴³⁾「次の各号に掲げる事情の一つがあり、金融証券を偽造しまたは変造

した者は、五年以下の懲役または拘留に処し、二万元以上二〇万元以下の罰金を併科したまたは単科する。情状が重いときは、五年以上一〇年以下の懲役に処し、五万元以上五〇万元以下の罰金を併科する。その情状が特に重い場合は、一〇年以上の懲役または無期懲役に処し、五万元以上五〇万元以下の罰金または財産の没収を併科する。◎
 為替手形、約束手形若しくは小切手を偽造しまたは変造したとき、◎ 決済委託証書、為替証書、銀行預金証書等の銀行決済証書を偽造しまたは変造したとき、◎ 信用証書または附属明細書若しくは文書を偽造し、または変造したとき、◎ クレジットカードを偽造したとき。組織体が前項の罪を犯した場合、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員およびその他の直接責任者は、前項の規定により処罰する」。

② 日本の旧時の通説・判例は中国の多数説と同じく、偽造者は手形上にその名が現われておらず、手形上にその者の手形行為が存在しないことから、また手形の文言証券性からいって偽造者に手形上の責任を負わせることはできないという解釈があった。旧時の通説・判例はこのような見解に立ち、無権代理人は、手形法第八条による手形上の責任を負うが、偽造者はその責任を負わないと解していた。しかし、手形の偽造と無権代理は、署名の方式こそ異なるが、実体は同じである。むしろ代理方式による煩を避けるために代行方式が行われている現状をみると、単なる形式の違いだけで責任を負ったり負わなかったりするのは、いかにも均衡を失する。⁴⁴⁾しかし、偽造者も手形上の責任を負うという結論を導くためには、次の二つの障害を克服しなければならない。すなわち、手形の文言証券性に反しないかという点と、署名なければ責任なしとの原則に反するという点である。⁴⁵⁾第一に、手形の文言性は善意の所持人保護の要請に出ているのであって、偽造者が文言性を理由にその責任を否定するのは文言性本来の趣旨に反するし、⁴⁶⁾また、文言性は取引の安全を図るためのものであるから、これを手形署名者⁴⁷⁾がその責任を免れるための根拠とすることは許されないと解される。第二に、署名なければ責任なしの原則も絶対に例外を許さない原則

ではないと解される。手形法第八条の無権代理人の責任はこの原則の一つの例外と解される。無権代理人は代理人として署名したのであって、自ら債務負担の意思で署名したのではなく、その責任の根拠は、署名をしたからではなくて、本人が責任を負うかの如き表示行為をしたことに基づく。⁴⁸このようにして、現在の通説・判例は、偽造者は手形債務の責任を負うべきと解している。そして、この結論をどのように理論構成するかについては、学説は大きく三つに分かれている。

(a) 第八条類推説

偽造者にも無権代理人の責任を定める手形法第八条を類推適用して手形上の責任を負担させるべきであるとの学説（第八条類推説）が今日の多数説といつてよい。⁴⁹この説によれば、無権代理人が手形上の責任を負担せしめられるのは、この者が手形債務負担の意思表示をしたがゆえにはなくて、本人が手形債務を負担したかのごとき虚偽の外観を作り出したためであり、手形法はこの事実的な外観作成行為につき無権代理人に担保責任を負わしめたのである。偽造者は、被偽造者名義の手形署名を作り出し、無権代理人よりもより直接的な形式で虚偽の責任主体を顕出したのであるから、この虚偽の外観につき取引界に対し担保責任を負担すべきである。代理表示の有無で無権代理と偽造とは差異はあるが、偽って責任主体を作り出す点で実質的には両者は同じであるから、無権代理人に関する手形法第八条を偽造者にも類推適用すべきである。⁵⁰しかも、偽造者が無権代理人と同じように、手形上の責任を負担すべきものと解するのが衡平の要請にも合する。

この説に対しては、以下のような批判がある。⁵¹「署名なければ責任なしの原則に反する。取得者は、署名なければ責任なしの原則を知っているはずであり、また、手形を取得する際に手形上の署名のない者までが手形上の責任を負うことになるとは通常予想もしていないから、署名をしていない偽造者が手形上の責任を負わなくても、取

得者の信頼を失わせることにならない」と指摘する。また、「署名の有無は、形式的な問題ではなく、代理人の手形行為の存否にかかわる実質的問題であり、無視できない。また、手形行為の書面性との関係でも問題である。手形行為者が誰であるかについては手形の文言性が及ばないということは、行為者は自己の名称を手形上顕すことを要しないことを意味し、あるいは手形に要式性を認めないのと同様のことになる」と批判する。さらに、「意思表示は特定人の単一の行為であるが、偽造は事実行為であつて、これには複数人の加工が考えられるが、その場合の責任の負担はどうなるのか。不法行為であれば、このような場合の対応に不自由しないが、手形法第八条の責任では、そのような場合には到底対応できない。要するに意思表示の法体系を事実行為に継木しようとしても無理である」という批判もある。

(b) 偽造者行為説

偽造者も手形上の責任を負うとの結論を、偽造者は自己を表示するために別名(被偽造者の名)を用いたにすぎないと解する説が唱えられている⁶⁹。この説は、手形偽造においては、偽造者は他人の名において署名するが、他人名義の署名は自己の署名であるから、偽造者自身がその手形について手形債務を負担する意思表示をしたのであり、したがって、債務負担の意思で自己の名で署名したときと同様、偽造者の手形行為が成立したものと解する。

この説に対しては、次のような批判がされている。偽造者行為説による限り、偽造者に関する取得者の善意悪意は問題にならないはずであるが、この説の支持者が、取得者が悪意のときは抗弁をなし得るとしており、理論的矛盾である⁶⁹。自己が手形債務を負担する意思で他人名義の手形行為をすることもあり、またその方法も許されるが、偽造者をつねに債務負担の意思で被偽造者名を用いたと決めつけるのは意思表示の解釈としては行き過ぎである。たとえば、甲がBに対して、Aから権限を与えられてA名義で手形行為をしたと称して手形を交付したが、実は甲

は無権限であったという場合に、それでも甲はA名義を自己を表示する名称として用いたと構成することになる。それは、実態に合わないくらいがある。ことにBは、甲の無権限につき悪意のときは、甲に対して手形上の責任を追及できないと解すべきである。偽造者行為説によれば、甲は自分のために手形行為をしたことになるから、右の結論を導くことができないという不都合が生ずる。この意味で、偽造者が被偽造者名義で手形行為をした場合に、ねに偽造者行為説によって説明することには賛成できない。⁶⁴

(c) 第八条直接適用説

偽造と無権代理を原則として区別せずに取り扱い、偽造者にも手形法第八条の規定を直接適用して責任を認めようとする見解がある。⁶⁵ この説は、手形偽造と無権代理が実質上は異なること、また、刑事法上は、偽造も無権代理も有価証券偽造罪であって、違法性の程度に差はないのに、偽造者が手形上の責任を追及されたときに、「私は、偽造者であって無権代理人でないから、責任はない」という抗弁を認めることは、「百害があつて一利なし」であることを考慮すると、方向として、両者に同じ責任を課す解釈をしなければならぬと解している。⁶⁶ さらにこの説は、手形偽造の場合にも、手形偽造者による被偽造者のためにする手形行為があり、それゆえに無権代理人がその本人のためにする手形行為にもとづいて手形法第八条の責任を負うのと同じように、手形偽造者も手形法第八条によって手形責任を負うべきだと主張する。⁶⁷ すなわち、この説では、無権代理と偽造の同質性はより一層徹底される。

(イ) 被偽造者の責任

(a) 原則と偽造による追認

① 中国手形法第四条は「手形・小切手に署名するその他の証券上の債務者は、その証券に記載した事項に従って

手形に関する責めを負う」と規定している。被偽造者は自ら手形に署名したのではなく、また他人(偽造者)に署名を代行する権限を与えたのでもないがゆえに、原則として、手形上の責任を負わないのは当然である。それゆえ、被偽造者は何人からの請求に対しても、その善意・悪意を問わず、無効の抗弁をもって対抗できるのが原則である。しかし、偽造手形である否かが争われたときは、挙証責任は被偽造者にあり、被偽造者は、手形上の署名が疑わしいことを反証する責任を負う。⁶⁴⁾

偽造の場合には、追認が認められるかどうかについては見解が分かれているが、ここでは否定説と肯定説とを取り上げることとする。否定説の理論構成によると、なによりもまず、偽造の場合には、手形行為者である偽造者の署名がなく、その結果手形上には有効な意思表示はまったく存在しないから、追認すべき対象がそもそもないことになる。⁶⁵⁾次に、中国手形法第一四条一項が、手形・小切手に記載された事項は真実であることを要し、これを偽造してはならず。署名その他の記載事項を偽造した者は、刑法上の責任を負わなければならないと定めている。また、政策的な根拠としても、偽造者が証券面上に自己の名称を明らかにしないことよってその責任を免れるという点で、論理的に悪質なものであり、追認することは温情的処理を期待して偽造を試みるという弊害を生み出すおそれがあるものとする。手形の偽造の追認が認められるとすると、自己の手形債務を免れるための根拠として偽造者に利用されることになる。特に、中国では悪質な者が私利を図るため手形を偽造する金融詐欺事件が多発しているため、追認を許すと、手形の不正利用者に有利となる。そして、それは本法第一〇三条による手形偽造を含む金融犯罪を取り締まる規定および刑法第一七七条によるこれらの金融犯罪などへの嚴重な処罰の趣旨にも反し、かつ政策論な根拠にも反するものというべきである。⁶⁶⁾さらに、もう一つの理由は、無権代理による手形行為は無効であつて本人の追認を認めない(中国の多数説、無権代理の抗弁参照)とすることとのバランスをとるため、偽造の手形

行為は絶対的に無効であつて追認はありえないと解する。⁶⁴⁾

これに対し、被偽造者は偽造者がなした手形行為を追認できるとする説としては不遡及説と遡及説がある。不遡及説は、被偽造者は偽造者がなした手形行為を追認できるが、その追認には遡及効が認められないと考える。この説の論拠からみれば、無効な行為は、すでに最初から全ての人がこれを効力のないものとして取り扱わなければならなかつたものである。無効な行為はこれを追認してもその効力を生ずることはない。偽造による手形行為は、原則として無効である。そこで、無効な行為について中国民法通則第五八条をこれに適用すると、遡及効のある追認を認める余地はなく、その場合の追認は、既存の有効な行為に対する権限の補充ということではありえず、被偽造者が自己の手形行為として外形的な存在形式を利用してなす新たな手形行為としてのみ効力を有すると解する。⁶⁵⁾

他方遡及説は、偽造による無効な行為の追認は認められるとした上で、その追認に遡及効が認めるのが当然だと解する。この説は、代理方式と代行方式とは形式を異にするが、他人が本人に手形債務を負担させる趣旨でその本人の名を記載することでは実質において共通するという認識に立ち、したがつて無権代理の追認（民法通則第六六条）が無権代行の追認に類推されるとするものである。偽造の性質は、無権限で代行方式の手形行為がなされた場合（無権代行）と一致する。この両者を同一視することができ、そこから偽造の追認も無権代理の追認を類推適用すべきである。⁶⁶⁾したがつて、被偽造者が事後に追認によつて権限を補充することが可能なはずであり、偽造を追認によつて最初から被偽造者の手形行為として有効にすることができると解する。ただし、被偽造者が偽造者に対し民事上の損害賠償請求権を有することになる。なお、偽造者は、たとえ被偽造者が追認しても本来負うべき刑事上の責任を免れるものではない。⁶⁷⁾

② これに対して日本の場合には、一般原則によつて、被偽造者は手形上の責任を負わないとされる。しかし、偽

造手形の出現につき被偽造者に帰責事由があり、取得者が真正な手形と信ずるにつき正当事由がある場合には、被偽造者が表見代理の規定に基づき手形上の責任を負うべきである。以上は原則に対する例外の一つであるが（この問題の検討は、次の項で行なう）、もう一つ例外は、追認によって被偽造者は手形上の責任を負うというものである。

名義人本人は、偽造手形に遡及的追認をすることができるか。以前は、偽造の場合には、行為者である偽造者の署名がなく、したがって手形上に何ら有効な意思表示は存在しないから、被偽造者により追認されるべき対象が存在せず、被偽造者が偽造の署名を追認したとしても、それは他人によつてなされた既存の行為を、追認のときに名義人本人が新たな行為としてなしたことを意味するにすぎず、また偽造が非倫理的行為であることを理由に、多数説は遡及効のある追認を否定していた。⁶⁵しかし、今日では、多数の学者が無権代理の場合に準じて、遡及効ある追認を認める。ただ、その論拠となると、まだ一致していると言ひ難い。そこで、ここではその中の最有力説を取り上げることとする。この説によると、無権代理の場合には無権代理人としての署名があり、偽造においては偽造者の名が手形上に表示されていないという差異があるにすぎず、両場合とも、行為者が本人（被偽造者）に法律効果が生ずることとなる外観の作成を意図した点は同じである。偽造者に欠けているのは名義人の名で手形行為をする代行権限であつて、名義人が事前に代行権限を与えらるのと同じく、事後に権限を付与（追認）することも可能である。名義人本人が、代行権限を与えていたのと同じように責任を負うというのに、そのようなことは認められな

(b) 表見偽造

が最有力である。⁶⁶

① 中国の学説によれば、原則として被偽造者は手形上の責任を負わないが、表見偽造が成立する場合には、被偽造者は手形の偽造を理由に免責を主張しえない。⁶⁷⁾ 具体的には、所持人が、偽造者が代行者として被偽造者名義の手形行為をなしたことを認識しうる場合、言い換えれば、偽造手形を行為者の代行者資格における行為とみることにより、これを真正な手形であると信ずるにつき正当の理由があり、かつこれにつき被偽造者に責任を問うに足る理由(帰責事由)がある場合には、表見代理の規定を類推適用する。「表見代理に基づく本人の責任について前述した通り(前掲表見代理参照)すなわち、この場合には、偽造者の手形行為により被偽造者につき手形債務負担行為が成立し、爾後の取得者は悪意・重過失がなければ保護される。⁶⁸⁾

② 日本の通説によれば、無権限者が代行方式で手形行為をした場合に、民法の表見代理規定の類推適用によって、被偽造者は手形上の責任を負う。⁶⁹⁾ すなわち、無権代理と偽造は、「いずれも無権限者による本人名義の手形振出である点において差異はないところ、無権限者によりいわゆる代理方式による手形振出がなされた場合には表見代理に関する規定の適用を肯定すべきものであるから、第三者の信頼を保護しようとする表見代理の制度の趣旨から」無権限者により機関方式による手形行為がなされた場合には表見代理に関する規定を類推適用すべきであるというのである。⁷⁰⁾

これに対して、このような場合、別の理論構成で被偽造者に手形上の責任を負わせることにより、相手方(受取人)の保護を図ろうとするものがある。それは、民法の表見代理規定の直接適用説と権利外観理論による説である。

第一に、直接適用説の見解によると、機関方式による場合も交付行為については交付者が名義人たる本人に代理してこれをなすのであるから、交付者がそのような権限を有するという信頼と認識が相手方であれば、民法の表見代理責任が成立するためには十分であり、このような場合相手方たる受取人は、民法第一一〇条等の直接適用によ

って保護される。

しかし、理論的にみれば、署名行為者と交付者とは必ずしも一体をなすものではなく、しかも手形行為の本体は前者に求めるべきであるから、直接適用説は、一般論としては疑問があるとの批判がある。

第二に、権利外観理論は有効な手形意思表示がなされていない場合であっても、外観の発生に本人が有責的に原因を与えているならば、その者に例外的に手形責任を負わせるための理論であって、必ずしも有効な署名を前提とする必要はないとして、第三者を権利外観理論によって保護する見解がある。そして被偽造者に偽装の防止が期待しえたにもかかわらず、防止せず偽造が行なわれた場合に帰責性を認める。しかし、権利外観理論は一般的な法理論であり、できるだけ用いないことが望ましいし、そもそも、このような第三者の信頼が保護に値するかが問題となるという見解もある。

(2) 次に中国手形法第一四条二項で変造の効力について、手形・小切手上のその他の記載事項が変造された場合において、変造前の署名者は原記載事項に基づいて責任を負い、変造後の署名者は変造後の記載事項に基づいて責任を負う。したがって、変造前の署名者は、変造後の文言による責任を負わず、変造後の署名者は、変造前の文言による責任を負わない。または変造後のものかを識別できない署名は変造前のものとみなす、と定めている。このみなし規定は、台湾手形法(第一六条)にもあるが、日本法にはない。しかし、変造の効果に関しては日本手形法六九条とほぼ同様である。また、変造しやすしい記載をした者の責任については、中国では議論が全く展開されていない。この点、日本では、変造前の署名者でも、変造につき帰責事由がある場合には、善意の手形取得者に対しては変造後の文言による責任を、禁反言則上負担すべきであるとの説がある。この説によると、手形・小切手のごとく変造の危険に曝されている証券を作成しまたはこれに署名するにあたっては、用紙・筆墨、記載方法等に細心の注

意を払って空隙・余白など変造の生ずる余地を残さぬようにすべきであり、取引上当然要求されるべきかかる注意を怠り、これによって変造者の乗じうる機会をつくり、変造が生じた場合には、その損害は過失ある変造前の署名者において負担するのが当然であり、かかる場合当該署名者は変造後の文言に従って善意の手形取得者に対して責めに任ずべきものとする。ここでは変造につき帰責事由がある場合には、署名者に変造後の文言による責任を負わせるとする日本法的根拠を何に求めるかという問題、また取得者が保護される主観的要件は何かとの問題に及びたいと思う。

まず、日本法のもとでは、変造前の署名者が変造後の文言による責任を負わされることがある旨の規定は存在しない。しかし、実質的にみると、手形の変造につき帰責事由がある署名者、換言すれば、変造されやすい手形に署名した者は、その手形が変造された場合に、白地手形に署名した者が不当補充された場合と同様の法的地位にあるとの考えがある。すなわち、白地手形の署名者は、手形の記載事項を他人に委ねるといふ危険―不当補充されやすいという危険を冒しているから、不当補充につき責任を負わされるが、上述の署名者も、それと同様の危険を冒しているから、同様に変造後の文言による責任を負うべきであるとする。たとえば、手形金額欄に数字を挿入しても不自然でないような間隔において手形金額を記載した手形に署名をした者は、明らかに変造されやすい手形に署名をしており、その間に数字を挿入されて変造された場合には、変造につき帰責事由があるといわなければならない。また、容易に消し去りうるような鉛筆書きで支払期日を記載した署名者は、そのような記載により変造に機会を与えたものとみられるため、変造につき帰責事由があると解すべきである。

UCC（アメリカ統一商事法典）第三一四〇六条(a)は、通常注意すべき行為を怠ったために実質的に変造がなされることにつき原因を与えた者は、誠実に手形を取得した者等に対して変造を主張しえない旨を明文で規定した。

日本では、上述の場合につき、明文の規定がないため、署名者に責任を負わせる法的根拠を表見代理に求める見解がある。⁶⁰⁾しかし、このような一般法理にこれを求めるよりは、できるかぎり、実定法の規定に法的根拠を求める方がより正確な解釈をなしうる。そうであるとする、白地手形の不当補充の場合に適用される規定(手一〇条、一七条)の類推適用によるとすべきであるとする見解もある。⁶¹⁾この見解を支持する論者は、実際には、不当補充か変造かの区別がつきにくい場合も生ずるが、そのような場合に対応するためにも、以上のように考えるのが妥当であると説く。⁶²⁾

次に、変造後の文言による責任を追及するための取得者の主観的要件については、次のように解することになる。すなわち、変造前の取得者については手形法第一〇条が、また変造後の取得者については手形法第一七条が類推適用される。⁶³⁾この見解にしたがうと、たとえば、「¥500,000※」の記載のままの手形を「¥2,500,000」と変更する権限が与えられたものと信じた取得者については、善意であるだけではなく重過失がないことも要求される。これに対して、「¥2,500,000※」と変造された後の手形の取得者については、この変造について悪意でなければ保護されることになる。もつとも、この見解によれば、変造前の取得者については、白地手形の補充前の取得者についてと同様に、手形金額等の変造については、重過失が認定される可能性が大きいということができよう。また、UCC第三一406(b)で規定されている取得者に過失がある場合の損失分担の考え方―日本では、過失相殺の考え方ということになる―も参考にすべきであるといわれる。⁶⁴⁾

注

- (1) 姜建初ほか『票法』一三五頁(人民法院出版社、一九九八年)。趙新華『手形法』九二頁(吉林人民出版社、修訂版、一

九九六年)。

- (2) 趙威「票據權利研究」一五〇頁(法律出版社、一九九七年)。
- (3) 河本一郎「手形抗弁」鈴木竹雄ほか『手形法・小切手法講座(3)』一六六頁(有斐閣、一九六五年)。
- (4) 後藤紀一「要論手形小切手法」九一頁(信山社、第三版、一九九八年)。
- (5) 田邊教授は、手形抗弁の分類問題について次のように説かれる。広範な人的抗弁について手形法第一条がすべて把えていると解するのは誤りであつて、一七条は人的抗弁の重要な部分ではあるがその一部のみを把えているにすぎない。われわれは、統一手形法第一条の成立事情から根拠づけて一七条の適用を受けるべき種類の抗弁とそうでない理論によつて解決すべき人の抗弁とを区別する必要がある。つまり、手形抗弁を三種に分類して理解するのが正当である。すなわち、物的抗弁、手形法第一条によるべき人的抗弁および同条の適用を受けない人的抗弁の三分類である。新抗弁理論がこのような考えの背景にある。田邊光政「手形債務の存在に対する人的抗弁」民商法雑誌六七卷二号一四、一八頁。
- (6) 田邊光政「最新手形法小切手法」一三九頁(中央経済出版社、三訂版、一九九四年)。
- (7) 高窪利一「手形・小切手法通論」三三六頁(三嶺書房、全訂版、一九八六年)。
- (8) 前田庸「代理人による手形行為、無権代理」服部栄三||星川長七編別冊法学セミナー『手形法・小切手法』二五頁(第三版、一九九一年)。
- (9) 小橋一郎「手形行為論」三三二頁(有信堂、一九六四年)。
- (10) 鈴木竹雄「手形法・小切手法」一〇六頁(有斐閣、一九五七年)。大隅健一郎『新版手形法小切手法講義』三八頁(有斐閣、一九八九年)。
- (11) 前田・前掲注(8)二六頁。福瀧博之「手形行為と表見代理」『商法の争点』二七七頁(有斐閣、一九七八年)。
- (12) 以下の見解については、中東正文「手形行為の表見代理における第三者」『手形・小切手判例百選』(第五版、一九九七

- 年)二五頁より引用。
- (13) 加藤勝郎「手形行為の表見代理」伊沢孝平先生還暦記念「判例手形法小切手法」八五頁(商事法務研究会、一九六九年)。
喜多了裕「手形行為と表見代理」鈴木竹雄||大隅健一郎||上柳克郎||鴻常夫||竹内昭夫編『新商法演習3』三三頁(有斐閣、一九七四年)。田邊(光)・前掲注(6)八七頁。後藤・前掲注(4)一七三頁。
- (14) 平出慶道「手形法小切手」一七七頁(有斐閣、一九九〇年)。
- (15) 浜田惟道「無権代理と偽造」法学教室一六〇号三一頁(一九九四年)。
- (16) 福瀧・前掲注(1)二七七頁。
- (17) 河本一郎||田邊光政「約束手形法入門」九七頁(有斐閣、第五版、一九九七年)。大森忠夫「手形行為と表見代理」鈴木竹雄||大隅健一郎「商法演習」一三〇頁(有斐閣、一九六〇年)。蓮井良憲「手形の偽造」鈴木竹雄||大隅健一郎「手形法・小切手法講座(1)」二四四頁(有斐閣、一九六四年)。
- (18) 服部栄三「手形行為の表見代理と第三取得者」手形研究六六号一一頁。
- (19) 前田庸「手形法・小切手法入門」七七頁(有斐閣、一九八三年)。北沢正啓||浜田道代レクチャー「商法入門」一八五頁(有斐閣、一九八九年)。
- (20) 服部栄三「手形行為の代理」鈴木竹雄||大隅健一郎「手形法・小切手法講座(1)」一七一頁(有斐閣、一九六四年)。
- (21) 範啓其「論票拋行為の代理」法学四号(一九九五年)四〇頁。盧葦平||吳斌「票拋代理若干法律問題探討」上海市政法管理幹部学院學報四号(一九九八年)六〇頁。
- (22) 李永軍||王聞越「票拋法原理与実務」二三〇頁(經濟科学出版社、一九九五年)。季俊東「論票拋無権代理」現代法学二号(一九九六年)七九頁。董惠江「浅析票拋代理的若干問題」河北法学二号(一九九七年)二八頁。
- (23) 姜建初「票拋原理与票拋法研究」四三頁(法律出版社、一九九四年)。王連洲||何宝玉||劉金華「票拋法知識問答」一七頁

(経済科学出版社、一九九五年)。李永軍Ⅱ王聞越・前掲注⁽²³⁾二三〇頁。董惠江・前掲注⁽²²⁾二八頁。

(24) 鄭孟状「票據法研究」一〇五頁(北京大學出版社、一九九九年)。

(25) 趙威「國際票據法理論與實務」八九頁(中國政法大學出版社、一九九五年)。於新年Ⅱ曹守華Ⅱ劉俊海「最新票據法條文釈義」一五頁(人民法院出版社、一九九六年)。季俊東・前掲注⁽²²⁾八〇頁。

商法及び民法の表見代理に関する規定が手形行為にも適用されるかどうかについては、服部教授は以下のように述べておられる。「普通、表見代理に関する民商法の規定はそのまま当然に手形行為にも適用があるとされている。それは、手形行為も法律行為であり、商行為であるから、これに関する民商法の規定が適用されるのは当然であるとされるのである。しかし、商法の規定はともかくとして、民法の規定が手形行為にも当然適用されるというのは問題である。というのは、手形行為は普通の法律行為と非常に異なっているので、民法は手形法に対して一般法であるという理由で、民法を手形行為に単純に適用するのは妥当と思われないからである。したがって、民法の表見代理に関する規定も手形行為に類推適用されるにすぎないと解すべきであろう。」服部・前掲注・⁽²⁰⁾一八五頁。

(26) 中国では、一九九九年一〇月一日から「契約法」が施行されている。従来は国内取引には「經濟契約法」、國際取引には「涉外經濟契約法」、技術に関する取引については「技術契約法」と三つの法律が併存していたが、新しい「契約法」これらを一文化し、その内容を充実させたものである。また、表見代理、相殺など重要な規定が新設されている。中国には、民法典という一つの法律はなく、民法は数個の基本法にわかれているが、「契約法」以外にも、「民法通則」(一九八七年一月一日)、「担保法」(一九九五年一〇月一日)が制定されている。

従来の中国法には、表見代理の規定はなかった。新しい契約法ではじめて表見代理の規定が設けられた(四九条)。この規定は、日本民法に近いが、日本法よりも広く表見代理が認められる可能性がある。すなわち、中国法では代理権がまったくない場合でも、相手方が正当に信じた場合には、代理行為が有効となる余地がある。以上は、射手矢好雄「中国の契約法」NBL

(New Business Law) 六七七号 (一九九九年一月) 七〇頁引用。

(27) 謝石松「試論票據代理中的法律問題」中国法学一号(一九九六年) 六六頁。趙威・前掲注(25)八八頁。鄭孟狀・前掲注(24)一〇七頁。

(28) 謝石松・前掲注(27)六六頁。鄭孟狀・前掲注(24)一〇八頁。

(29) 趙威・前掲注(25)八九頁。謝石松・前掲注(27)四五頁。於新年・前掲注(25)一六頁。

(30) 趙威・前掲注(25)八九頁。謝石松・前掲注(27)四五頁。それに対して、所持人が表見代理の立証に成功して本人の責任を追及した場合に、無権代理の責任は消滅するという考える見解もある。本人は別途で無権代理人に対し責任を追及すればよい。王明鎖『票據法理論与実務』一二二頁(河南大学出版社、一九九七年)。

(31) 謝石松・前掲注(27)四五頁。於新年・前掲注(25)一六頁。

(32) 謝石松・前掲注(27)四五頁。

(33) 趙新華『票據法』八一頁(吉林大学出版社、一九九八年)。季俊東・前掲注(22)七九頁。範啓其・前掲注(21)三九頁。

(34) 趙新華・前掲注(33)八一頁。季俊東・前掲注(22)八〇頁。

(35) 鄭孟狀・前掲注(24)一〇九頁。趙威・前掲注(25)八八頁。

(36) 大隅健一郎『河本一郎『注釈手形法・小切手法』一一九頁(有斐閣、一九七七年)。田中誠二『手形・小切手法詳論(上)』一五八頁(勁草書房、一九八六年)。

(37) 竹田省『手形法・小切手法』三〇頁(有斐閣、一九六八年)。小橋・前掲註(9)四三頁。

(38) 盧葦平『吳斌・前掲注(21)六〇頁。季俊東・前掲注(22)七九頁。広い意味では、越権代理は、手形金額の越権のほか、満期を變更したり、支払地を不便なところにしたりするをも含むが、これらの場合に全て越権代理を物的抗弁として本人に許すと、越権代理の部分が必ずしも明確でないことが多いので、結局本人に越権でない部分についても債務拒絶の物的抗弁を許すことに

なる。その上、満期や支払地などは債務の直接の内容というよりは、債務履行の条件と見るべきものである。したがって、これに関する越権代理は物的抗弁と認めないで、人的抗弁と認め、かつ直接の相手方に対する関係でも、相手方が善意である限り本人は越権代理を抗弁として主張しえないと解すべきではなからうか。それゆえ、越権代理が物的抗弁として許されるのは、手形債務の中心をなす手形金額についての越権代理の場合に限られ、かつこの場合にのみ手形法八条三文が適用されると考えるのが妥当であろう。服部・前掲注⑳一八一～一八二頁。

(39) 王連洲ほか・前掲注㉒一九頁。姜建初ほか・前掲注㉓八三頁。鄭孟状・前掲注㉔一〇三頁。

(40) 林毅「票據法原理与実務」五七頁（中華工商聯合出版社、一九九六年）。董惠江・前掲注㉕二八頁。

(41) 王功榮「票據偽造初探」法学評論一号（一九九四年）六九頁。任誠宇「淺議票據的偽造及其法律責任承担」法学与实践二（一九九七年）三六頁。謝石松「論票據偽造」深セン特区法制六号（一九九五年）三七頁。

(42) 於新年ほか・前掲注㉖三六頁。

一般的に不法行為については、民法通則第一〇六条二項で「公民、法人が故意又は過失によって国家、集団の財産を侵害し、または他人の財産および人格を侵害した場合には、民事責任を負わなければならない」と定められている。これは、日本民法第七〇九条に相当する。財産を侵害した場合の責任は、民法通則第一一七条が定めている。王家福「加藤雅信『現代中国法入門』一一九頁（勁草書房、一九九七年）。

(43) 野村稔「張凌『中華人民共和國新刑法（一九九七年）について』比較法学三三卷二号（早稲田大学比較法研究所、一九九九年）二三五頁参照。

(44) 後藤・前掲注(4)一七八頁。

(45) 田邊（光）・前掲注(6)九五頁。

(46) 大隅健一郎「手形行為者の名称：偽造者の手形上の責任」『商法の諸問題』三六〇頁（有信堂、一九七一年）。

- (47) 前田・前掲注(8)四三頁。
- (48) 田邊(光)・前掲注(6)九五頁。
- (49) 田邊光政「一九九四年度重要判例解説」ジュリスト五九〇号(増刊)一〇三頁。高窪利一「現代手形法小切手法」一三一頁(経済法令研究会、一九七九年)。竹田・前掲注(37)三三頁。前田・前掲注(8)九一頁。
- (50) 木内宜彦「倉沢康一郎」庄子良男「高窪利一」田邊光政シンポジウム「手形・小切手法」八四頁(青林書院新社、一九七九年)。
- (51) 塩田親文「手形偽造と手形法八条類推適用」『手形小切手判例研究』一五五〜一五七頁(成文堂、一九八二年)。大塚龍児「有価証券の偽造変造」竹内昭夫「龍田節」『現代企業法講座(5)有価証券』二〇六頁(東京大学出版社、一九八五年)。以下諸見解のまとめについては、今泉邦子「手形の偽造者の責任」慶応義塾大学法学研究六九巻一号(一九九六年)四九八頁以下より引用。
- (52) 大隅・前掲注(46)三六〇頁。この見解を積極的に支持する者としては、蓮井良憲「手形の偽造」鈴木竹雄「大隅健一郎」『手形法・小切手法講座(1)』一七六頁(有斐閣、一九六四年)。鈴木竹雄「手形偽造・変造」『判例手形法小切手法伊沢孝平先生還暦記念』一二八頁(商事法務研究会、一九六九年)。庄子良男「手形偽造者の手形上の責任」千葉大学法学論集三巻一号(一九八八年)三二頁。
- (53) 田邊(光)・前掲注(50)八四頁。
- (54) 前田・前掲注(8)九一頁。
- (55) 木内宜彦「手形法小切手法」九六頁(勁草書房、一九八二年)。後藤・前掲注(4)一七九頁。
- (56) 後藤・前掲注(4)一八〇頁。
- (57) 木内・前掲注(55)九六頁。

- (58) 付鼎生「票拠抗弁の挙証責任研究」法学五号（一九九七年）三一頁。任誠宇・前掲注(4)三六頁。謝石松・前掲注(4)三八頁。趙威・前掲注(25)九三頁。
- (59) 楊華柏「票拠偽造の効力」國務院法制局財政金融法規司『中華人民共和國票拠法（解釈）』五〇頁（法律出版社、一九九五年）。
- (60) 任誠宇・前掲注(4)三七頁。
- (61) 楊華柏・前掲注(59)四九頁。
- (62) 李明「票拠偽造中の風險責任負担之比較研究」河北法学六号（一九九八年）五七頁。王小能「票拠法教程」八六頁（北京大學出版社、一九九四年）。李明生「李光珍」閩東昇『實用票拠操作指南』五四頁（湖南大學出版社、一九九七年）。
- (63) 姜業清「韋良元」票拠の偽造和變造』法制日報三面（一九九二年二月一三日）。王功榮・前掲注(4)六九頁。
- (64) 王功榮・前掲注(4)六九頁。
- (65) 田中耕太郎「手形法・小切手法概論」二〇五頁（有斐閣、一九三五年）。納富義光「手形法の諸問題」六〇頁（有斐閣、一九八〇年）。倉沢・前掲注(50)九七頁。
- (66) 大隅「河本・前掲注(36)六一頁。鈴木・前掲注(52)二二五頁。田邊（光）・前掲注(6)九八頁。庄子・前掲注(50)九七頁。
- (67) 王明鎖・前掲注(30)一二六頁。趙新華・前掲注(33)一三九頁。王小能・前掲注(62)八六頁。楊華柏・前掲注(59)五〇頁。
- (68) 賈俊玲「張智勇」中国票拠法講座』六八頁（改革出版社、一九九六年）。王連洲ほか・前掲注(23)四〇頁。李明生ほか・前掲注(62)五四頁。
- (69) 鈴木竹雄「前田庸」手形法・小切手法』（法律学全集）（有斐閣、新版、一九九二年）。前田庸「手形法・小切手法」一八二頁（有斐閣、一九九九年）。大隅「河本・前掲注(36)六一頁。
- (70) 弥永真生「手形法・小切手法」九六頁（有斐閣、補訂版、一九九七年）。

- (71) 河本 || 田邊・前掲注(17)九六頁。
- (72) 弥永・前掲注(70)九五頁。
- (73) 田邊(光)・前掲注(6)八八頁。
- (74) 弥永・前掲注(70)九五頁。
- (75) 趙新華・前掲注(33)一一七頁。
- (76) 潘阿憲「中国における手形・小切手立法と新手形法(中)」国際商事法務 Vol.24, No.2 (一九九六年) 一七二頁。
- (77) 伊沢孝平『手形法・小切手法』一六五頁(有斐閣、一九四九年)。
- (78) 菱田政宏「手形の変造・抹消」鈴木竹雄 || 大隅健一郎『手形法・小切手法講座(1)』二六五頁(有斐閣、一九六四年)。
- (79) 前田・前掲注(69)二七一頁。
- (80) 前田・前掲注(69)二七一頁。
- (81) 大隅 || 河本・前掲注(36)一二三頁、三八七頁。
- (82) 菱田・前掲注(78)二六六頁。
- (83) 前田・前掲注(69)二七二頁。
- (84) 前田・前掲注(69)二七二頁。
- (85) 前田・前掲注(69)二七二頁。